

政令第三百二十二号

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
内閣は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年四月一日とする。